



税務情報

国税庁からの公表情報

1. 在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)の公表

国税庁は1月15日、在宅勤務に係る費用を会社が負担した場合に、従業員に対する給与として課税する必要があるか否か等の取扱いを示した以下のFAQを公表しました。

■ [在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ\(源泉所得税関係\)](#) (PDF 157KB)

このFAQは、以下の7つの設問で構成されています。

- 問1 在宅勤務手当
- 問2 在宅勤務に係る事務用品等の支給
- 問3 業務使用部分の精算方法
- 問4 通信費に係る業務使用部分の計算方法
- 問5 通信費の業務使用部分の計算例
- 問6 電気料金に係る業務使用部分の計算方法
- 問7 レンタルオフィス

問1では、在宅勤務に通常必要な費用を実費相当額により精算する方法で従業員に支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はないことが明らかにされています。

また、問3では、給与として課税する必要がないこととされる具体的な精算方法について、従業員へ貸与する事務用品等の購入と通信費・電気料金に分けて示されています。このうち、通信費・電気料金については、従業員が家事部分を含めて負担した通信費・電気料金のうち、「業務のために使用した部分」として合理的に計算した金額を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はないことが明らかにされました。

問4では通信費について、問6では電気料金について、上記「業務のために使用した部分」の計算方法が以下のように具体的に示されています。

(1) 通信費

- 電話料金のうち、通話料(基本使用料を除く。):
通話明細書等により業務のための通話に係る料金として確認できる金額。なお、業務のための通話を頻繁に行う業務^{(*)1}に従事する従業員については、たとえば、以下の【算式】により算出したものを業務のための通話に係る料金とすることもできる。
- 電話料金のうち、基本使用料:
たとえば、以下の【算式】により「業務のために使用した部分」を算出する。
- インターネット接続に係る通信料(基本使用料やデータ通信料など):
たとえば、以下の【算式】により「業務のために使用した部分」を算出する。^{(*)2}

【算式】^{(*)3}

業務のために 使用した基本使用 料や通信料等	=	従業員が負担 した1カ月の 基本使用料や 通信料等	×	その従業員の1カ月の 在宅勤務日数	×	^{(*)4} $\frac{1}{\text{該当月の日数}}$
------------------------------	---	------------------------------------	---	----------------------	---	--

(2) 電気料金

たとえば、以下の【算式】により「業務のために使用した部分」を算出する。

【算式】^{(*)3}

業務のために 使用した基本料金 や電気使用料	=	従業員が負担 した1カ月の 基本料金や 電気使用料	×	業務のために 使用した部屋の 床面積	×	その従業員の 1カ月の 在宅勤務日数	×	^{(*)4} $\frac{1}{\text{該当月の日数}}$
------------------------------	---	------------------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------	---	--

^{(*)1} 業務のための通話を頻繁に行う業務とは、たとえば営業担当や出張サポート担当など、顧客や取引先等と電話で連絡を取り合う機会が多い業務として企業が認めるものをいう。

^{(*)2} 従業員本人が所有するスマートフォンの本体の購入代金や業務のために使用したと認められないオプション代等(本体の補償料や音楽・動画などのサブスクリプションの利用料等)を企業が負担した場合には、その負担した金額は従業員に対する給与として課税する必要がある。

^{(*)3} この算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した(1)通信費の基本使用料・通信料や(2)電気料金の基本料金・電気使用料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えない。

^{(*)4} 1日の内、睡眠時間を除いた時間のすべてにおいて均等に(1)通信費の基本使用料・通信料や(2)電気料金の基本料金・電気使用料が生じていると仮定して算出されている。(問4では、平均睡眠時間を8時間、法定労働時間を8時間として、その具体的な算出方法が示されている。)

2. 新型コロナウイルス感染症に関連する FAQ の更新

国税庁は 1 月 13 日、[「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」](#)を更新しました。

この FAQ は、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱いを Q&A 形式で網羅的に解説するもので、2020 年 3 月 25 日に公表されて以来、たびたび更新されていますが、今回の更新では 2 つの設問が更新されるとともに、新たに 1 つの設問が追加されました。

■ 1. 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由(更新)

「やむを得ない理由」の例示のうち、たとえば[個人・法人共通]の 3 つ目に示されている「次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと」の中の「緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、全面的な接触機会の低減を目指す観点から各都道府県内外からの移動の自粛が求められているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること」とする部分が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと」という例示に置き換えられています。

■ 4. 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<所得税に関する取扱い>

問 9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い(更新)

「(参考)1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)」及び「(参考)2 国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)」の表が削除されました。なお、これらの表は、問 9-2. に形式及び内容を変えて掲載されています。

問 9-2. 助成金等の収入計上時期の取扱い(追加)

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い国や地方公共団体から支給を受けた助成金等の収入計上時期の考え方が、所得税法や所得税基本通達の規定に基づいて解説されています。

また、今回の更新前に問 9. に掲載されていた主な助成金等の課税関係(例示)の 2 つの表が、それぞれ「非課税対象となるもの」及び「課税対象となるもの」の表に区分されるとともに、その内容が更新されています。なお、「(参考)1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係(例示)」の「課税対象となるもの」の表には、各助成金等の種類に応じた収入計上時期も示されています。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.